

令和3年12月定例会（令和3年12月22日）

## 泉南清掃事務組合議会会議録

# 令和3年第2回泉南清掃事務組合議会定例会会議録

## 目 次

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のための出席者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	4
○仮議席の指定	4
○議長の選挙について	4
○副議長の選挙について	5
○議席の指定	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○管理者の挨拶	7
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○例月現金出納検査結果報告	9
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○閉会の宣告	22
○署名議員	23

## 令和3年泉南清掃事務組合議会第2回定例会

### 議事日程（第1号）

令和3年12月22日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙について
- 日程第 3 副議長の選挙について
- 日程第 4 議席の指定
- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 会期の決定
- 日程第 7 議案第 1号 泉南清掃事務組合監査委員の選任について
- 日程第 8 監査報告第2号 例月現金出納検査結果報告
- 日程第 9 議案第 2号 令和3年度泉南清掃事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第 3号 令和2年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

### 本日の会議に付した事件

日程第1～日程第10

出席議員（12名）

1番	山本守君	2番	山本光男君
3番	渡辺秀綱君	4番	中村秀人君
5番	畑中譲君	6番	岩室敏和君
7番	岡田好子君	8番	石橋正敏君
9番	谷展和君	10番	楠成明君
11番	堀口和弘君	12番	田畑仁君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	竹中勇人君	副管理者	水野謙二君
会計管理者	東野雅毅君		

事務局職員出席者

事務局長	稲垣豊司君	事務局次長兼 総務課長	小川哲司君
事業課長	古木康之君		

開会 午前10時00分

### ◎開会の宣告

○事務局長（稲垣豊司君） おはようございます。

ただいまから令和3年第2回定例会を始めさせていただきます。

私は事務局長の稲垣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議会につきましては、泉南市、阪南市の議会選出組合議員に異動がございましたので、議長、副議長が不在となっております。したがって、議長選出までの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長者になります岩室議員に臨時議長の職務をお願いしたいと考えております。

恐れ入りますが、岩室議員、議長席までお願いいたします。

○臨時議長（岩室敏和君） 皆さん、おはようございます。

それでは、これより開催させていただきます。

本日、議員の皆様方には公私とも何かとご多忙のところ、ご出席賜り厚くお礼を申し上げます。

本日の議会につきましては、泉南市及び阪南市の議会選出組合議員の異動に伴い、議長並びに副議長が不在となっておりますので、議長選出までの間、地方自治法第107条の規定により、私が臨時議長の職務を執り行わせていただきます。よろしくご協力のほどお願いいたします。

議員定数12名全員出席ですので、令和3年第2回泉南清掃事務組合議会定例会を開会いたします。

これより会議を開きます。

本日の議会につきましては、阪南市選出議員の皆様には10月の役員改選において、また、泉南市選出議員の皆様には11月の役員改選において、それぞれ泉南清掃事務組合議会議員として選出され、初めての議会となっております。したがって、本組合議会の構成に変動がございましたので、大変恐縮ですが、議員の皆様には自己紹介をお願いいたします。

阪南市の山本守議員から順次よろしくお願いいたします。

〔議員自己紹介〕

○臨時議長（岩室敏和君） どうもありがとうございました。

続きまして、理事者並びに事務局の自己紹介をお願いいたします。

[理事者自己紹介]

○臨時議長（岩室敏和君） どうもありがとうございました。



◎開議の宣告

○臨時議長（岩室敏和君） それでは、直ちに本日の会議を開きます。



◎仮議席の指定

○臨時議長（岩室敏和君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席のところを議席として指定をいたします。

なお、議席番号は、1番、山本守議員、2番、山本光男議員、3番、渡辺秀綱議員、4番、中村秀人議員、5番、畑中讓議員、6番、私、岩室敏和、7番、岡田好子議員、8番、石橋正敏議員、9番、谷展和議員、10番、楠成明議員、11番、堀口和弘議員、12番、田畑仁議員でございます。



◎議長の選挙について

○臨時議長（岩室敏和君） 日程第2、議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（岩室敏和君） 異議ないものと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思います。これにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（岩室敏和君） ご異議ないものと認め、臨時議長が指名することに決定しました。

慣例に従いまして、阪南市議会議長であります私、岩室敏和を議長に指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（岩室敏和君） ご異議なしと認めます。

よって、議長に私、岩室敏和が当選と決しました。

これをもって、当選の告知とさせていただきます。

それでは、議長就任の挨拶を簡単にさせていただきます。

○議長（岩室敏和君） ただいま皆さん方のご推挙によりまして、議長に就任いたしました岩室でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

世の中見ましたら脱炭素ということで、地球の温暖化をどういうふうな形にしても防いでいくというふうな決意の表れではないかというふうに思っております。その脱炭素ということに関しましては、泉南清掃事務組合におきましても全く関係はないということではなく、現実問題となっております。この背景を基に、泉南清掃事務組合のさらなる発展のために微力ですけれども力を尽くしていきたいというふうに考えておりますので、今後とも何とぞよろしくご協力のほどお願い申し上げまして、簡単でございますけれども挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



### ◎副議長の選挙について

○議長（岩室敏和君） それでは、引き続き議事日程により進めてまいります。

日程第3、副議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、本職において指名をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩室敏和君） 異議なしと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしま

した。

それでは指名いたします。

慣例に従いまして、泉南市議会議長であります田畑仁議員を副議長に指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩室敏和君） 異議なしと認めます。

よって、副議長に田畑仁議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました田畑仁議員がおられますので、本席から当選の告知をいたします。

それでは、副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（田畑 仁君） おはようございます。

慣例により副議長に就任することになりました泉南市議会の田畑でございます。岩室議長の下、微力ながら尽力してまいる所存でございます。またよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（岩室敏和君） どうもありがとうございました。



#### ◎議席の指定

○議長（岩室敏和君） 日程第4、議席の指定を行います。

このたび新たに本組合議員に選出されました議員各位の議席は、泉南市議会会議規則第4条第1項の規定に準じ、ただいまご着席のところを議席と指定いたします。



#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（岩室敏和君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、泉南市議会会議規則第88条の規定に準じ、11番、堀口和弘議員、1番、山本守議員を指名します。



---

◇

**◎会期の決定**

○議長（岩室敏和君） 日程第6、会期の決定を議題といたします。

会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩室敏和君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

---

◇

**◎管理者の挨拶**

○議長（岩室敏和君） 続きまして、開会に当たり、管理者から挨拶のため発言を求めていますので、これを許可いたします。

竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和3年第2回泉南清掃事務組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、清掃行政全般にわたりまして格段のご支援とご協力を賜っておりますことに対し厚く御礼を申し上げます。岩室議員、田畑議員におかれましては、当組合議会議長、副議長に当選されましたこと、誠におめでとうございます。

廃棄物を適正に処理し、快適で良好な生活環境を維持していくことは市民生活に最も密着した重要な課題であり、全ての市民の願いでもございます。そのため、ごみ処理施設の充実を図ることは廃棄物処理行政を行う上で大変重要であり、さらなる安定稼働と適切な管理運営を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

さて、本日の議案につきましては、議案第1号 監査委員の選任についてから議案第3号までの以上3件でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（岩室敏和君） どうもありがとうございました。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩室敏和君） 日程第7、議案第1号 泉南清掃事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の除斥の規定により、山本光男議員の退席を求めます。

〔2番、山本光男君 退席〕

○議長（岩室敏和君） 管理者の説明を求めます。

竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第1号 泉南清掃事務組合監査委員の選任につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書1ページをお開き願います。

組合議会議員の改選に伴い、議会選出の監査委員が不在となっておりますので、慣例に従い、阪南市監査委員である山本光男氏を本組合の監査委員として適任者と認め、選任いたしたくご提案申し上げますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩室敏和君） どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩室敏和君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩室敏和君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7、議案第1号 泉南清掃事務組合監査委員の選任について、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩室敏和君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

除斥者の入場を求めます。

〔2番、山本光男君 入場〕

○議長（岩室敏和君） ただいま山本光男議員の監査委員選任に同意することに決定しましたので、山本光男議員より監査委員就任のご挨拶をお願いいたします。

○2番（山本光男君） ただいま選任同意を賜りました阪南市の山本光男でございます。

監査委員就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

泉南清掃事務組合の業務につきましては、構成両市の協力の下、現在に至るまで滞ることなく運営されておりますが、台風被害等に伴う災害ごみ問題や資源化の問題、環境面といったごみを取り巻く問題は山積しております。また、今後、新炉建設も控えており、財政面の運営はますます厳しくなるものと推測されます。

そういったことから、この監査というものが一層重要なものとなってまいりますので、組合運営のより一層の適正化に向け、監査委員として、厳正かつ公平公正な財政運営が図られますよう頑張っている決意でございます。

皆様方の温かいご指導並びに一層のご協力をお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩室敏和君） どうもありがとうございました。



### ◎例月現金出納検査結果報告

○議長（岩室敏和君） 日程第8、監査報告第2号 例月現金出納検査結果報告について、山本光男監査委員よりお願いいたします。

○2番（山本光男君） 議長のお許しを得ましたので、監査報告第2号 例月現金出納検査結果報告につきまして、前任者に代わりご報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づきまして、令和2年度会計の令和3年2月分から令和3年5月分までの4か月分及び令和3年度会計の令和3年4月分から令和3年10月分までの7か月分の検査を実施しております。

検査の結果でございますが、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金・預金残高について収支内容を照合したところ、いずれも符合しており、出納は適正に執行されております。

以上、簡単でございますが、例月現金出納検査結果報告を終わります。

○議長（岩室敏和君） どうもありがとうございました。

以上で、日程第8、監査報告第2号 例月現金出納検査結果報告を終わります。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩室敏和君） 日程第9、議案第2号 令和3年度泉南清掃事務組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲垣事務局長。

○事務局長（稲垣豊司君） ただいま上程されました議案第2号 令和3年度泉南清掃事務組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊補正予算書3ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、令和3年度泉南清掃事務組合一般会計予算の歳入における財源構成の変更を行うものでございます。

内容は、令和2年度決算における実質収支の繰越金が3,895万1,000円となりましたので、繰越金の補正前の額である当初予算に計上の1,000円を差し引き、3,895万円の増額補正を行うものでございます。

これに伴い、5ページにお示しのとおり、泉南市及び阪南市からの負担金につきましては、同額の3,895万円の減額となり、それぞれの負担割合に基づき、泉南市が2,141万円、阪南市が1,754万円の減額とするものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、令和3年度の補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩室敏和君） どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩室敏和君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩室敏和君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第9、議案第2号 令和3年度泉南清掃事務組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩室敏和君） 異議なしと認めます。

よって、議第3号は、原案のとおり可決されました。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩室敏和君） 日程第10、議案第3号 令和2年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

管理者より成果説明を求めます。

竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第3号 令和2年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算につきまして、その成果の概要についてご説明申し上げます。

令和2年度の一般会計決算につきましては、地方自治法第292条の規定により準用した同法第233条第2項の規定に基づき、監査委員に審査をお願いいたしましたところ、さきにご配付いたしておりますとおりの審査意見がございましたので、その写しを添えまして、議会の認定を賜りたくご提案申し上げる次第でございます。

それでは、お手元の主要施策の成果説明書をご覧いただきたいと思います。

まず、1ページの資源ごみ再資源化事業でございますが、廃棄物・リサイクル対策につきましては、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の制定等により拡充、整備が図られ、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物をリサイクルすることによって廃棄物の減量を図ることが重要となっております。

このような状況を踏まえ、搬入された資源ごみをリサイクル施設で選別、梱包したものを再資源化、再商品化ルートを通じて還元し、廃棄物の減量及びリサイクル事業を推進することで循環型社会の形成に努めてまいりました。

次に、2ページのごみ焼却設備定検工事でございますが、設備の機能を安定的に発揮させるため、日常の保守点検及び補修工事に対応しておりますが、稼働中に点検できない施設の内部につきましては運転を休止し、主要機器の分解や部品の検査を行うことにより定期的な整備点検を実施いたしました。

また、ボイラー設備の毎年1回の法定点検に係る性能検査、整備等を実施することで、設備能力を最大限に維持すること及び公害防止に万全を期するとともに、ごみ焼却の安定性及び衛生的な処理を確保することができました。

次に、3ページの高圧復水器更新工事でございますが、当機器は廃熱ボイラーから発生した蒸気の余蒸気を冷却させ、復水タンクへ戻すための機器でございます。焼却炉稼働時からの設置機器であるため、内部の摩耗、腐食が激しくなり、冷却できない状態になってきていることから2か年かけて更新工事を行い、令和2年度は機器の設置を実施いただきました。

次に、4ページの空気圧縮機更新工事でございますが、前回更新から20年以上経過し、耐用年数の経過及び能力の低下から、焼却炉の主要機器である空気量、噴射水量等を制御するダンパーに影響を及ぼし、焼却不良及び有害ガスの数値上昇のおそれがあるため、更新工事を実施いたしました。

次に、5ページのガス混合室耐火物補修工事でございますが、焼却炉内部のれんがであり、長期間の燃焼による劣化に伴う補修工事を実施いたしました。

次に、6ページのスラブ修繕工事でございますが、焼却炉の土台部分である床面が腐食による崩落が激しく、鉄筋がむき出しになる状態になり倒壊の危険性があることから、修繕工事を実施いたしました。

次に、7ページの資源ごみ搬送設備改修工事でございますが、リサイクル施設の設備であり、施設稼働時からの機器であることから、経年劣化に伴う改修工事を実施いたしました。

次に、8ページの温水プール指定管理事業でございますが、温水プール施設は、ごみ焼却施設に隣接したごみ焼却処理時の余熱を利用した施設であり、平成30年度から指定管理者制度を導入いたしました。3年目の令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大による臨時休館に伴う利用者数減少の中、SNSによる情報発信、大規模商業施設での動画広告の放映、回数券販売会やチラシ設置営業、新聞折り込みやDM発送等を実施し情報発信とともに、住民サービスの向上に努めてまいりました。

以上が令和2年度における主要な施策の成果でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますけれども、私からの説明

とさせていただきます。

決算の詳細につきましては、後ほど事務局から説明をいたさせます。

○議長（岩室敏和君） ありがとうございます。

続きまして、監査委員より決算審査の結果報告をお願いいたします。

山本光男監査委員。

○2番（山本光男君） それでは、決算審査の結果を前任者に代わりご報告申し上げます。

地方自治法第292条の規定により準用し同法第233条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付されました令和2年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算について、決算書及び附属書類について、令和3年8月23日に厳正な審査を行いました。

その結果、いずれも関係法令に基づいて作成され、計数については関係諸帳簿、証拠書類と符合しており、その収支は正確であることを認めました。

審査の意見に記載のとおり、決算総額を前年度と比較しますと、歳入は9.0%増加し、歳出は8.9%増加しております。

歳入歳出の主な増加の要因は、稼働から30年以上となる焼却炉の延命化工事等によるものであり、その他退職者1名への退職手当、鉛基準値超過の搬入停止期間に伴う焼却灰保管経費も一因であります。

歳入では、負担金17.6%の増加及び組合債196.3%の増加でありました。

歳出では、職員1名退職等に伴う人件費12.4%の増加や、大阪湾広域臨海環境整備センターが定めている焼却灰搬入基準である鉛の溶出基準値を超過したことに伴う約1,200万円を含む物件費1,844万7,320円の増加、焼却炉の延命化工事等、投資的経費が8,678万3,000円の増加でありました。

この延命化工事の中において、焼却を支える土台となるコンクリートに老朽化による変状が顕在化し放置できない状況であったため、スラブ修繕工事4,400万円を実施しました。今後も、長期稼働に伴う施設性能の低下や老朽化への対策を効果的、効率的に実施されたいところであります。

また、現在計画を進めている次期ごみ処理施設建設に当たっては、これまでの経験や教訓を生かし、組合自らが有するノウハウと創意工夫を盛り込んだ新たな施設の建設に取り組みたいところであります。

一方、今年度は職員1名が退職を迎え、今後もベテラン職員の退職が続きます。組合では、職員採用の予定はなく、退職に伴う減員については構成市から職員を派遣すると示されてい

ますが、工場運営に要する経費、組合での職務内容、職員派遣に係る構成市での定員管理計画などあらゆる角度から熟考し、長期的な財政を見越した工場運営方式を構成市も含め、早急に検討する必要があります。

また、指定管理者による温水プール施設の管理運営においても、法令や仕様書、業務計画書等に基づき実施されているか等のほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した運営を行っているか、適正なサービスや情報が利用者に提供されているか等、管理運営実績の評価（モニタリング）を行い、必要に応じて助言、指導するなど、利用者の安心・安全を確保し、より一層の市民サービスの向上につなげられたいところであります。

次に、新型コロナウイルス感染拡大により、我々の生活様式が一変しました。清掃工場、温水プールも例外ではなく、特に清掃工場は市民生活に欠かせない施設であるため、さらなる感染症対策が講じられるよう努められたいところであります。

あわせて、今後の組合運営についても、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、健全な財政運営に取り組まれたいと意見を付している次第であります。

以上、簡単ではございますが、決算審査の結果報告といたします。

○議長（岩室敏和君） ありがとうございます。

続きまして、事務局の説明を求めます。

稲垣事務局長。

○事務局長（稲垣豊司君） それでは、決算内容につきましてご説明を申し上げます。

お手数ですが、決算書3ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、予算現額13億3,151万5,000円に対しまして、収入済額は13億2,053万3,355円となっております。

款別にご説明させていただきますと、第1款分担金及び負担金としまして10億357万5,000円、第2款使用料及び手数料といたしまして1億4,731万2,470円、第4款繰越金としまして3,524万7,122円、第5款諸収入としまして2,919万8,763円、第6款組合債といたしまして1億520万円で、歳入総額が13億2,053万3,355円となっております。

続きまして、歳出でございますが、4ページをお開き願います。

予算現額13億3,151万5,000円に対しまして、支出済額は12億8,158万2,098円となっております。

款別にご説明させていただきますと、第1款議会費といたしまして230万8,666円、第2款衛生費といたしまして9億5,581万4,438円、第3款公債費といたしまして3億2,202万1,994



円、第4款予備費につきましては支出はございません。第5款災害復旧費といたしまして143万7,000円となっております。

以上、歳入合計が13億2,053万3,355円、歳出総額が12億8,158万2,098円となり、5ページの歳入歳出差引き残高3,895万1,257円は令和3年度へ繰越しをいたします。

続きまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、7ページをお開きください。

まず、7ページから9ページの歳入についてご説明申し上げます。

第1款分担金及び負担金であります。泉南市が5億5,158万2,000円、阪南市が4億5,199万3,000円でございます。

第2款使用料及び手数料でございます。持込みごみ処理施設使用料が1億4,731万2,470円でございます。

第4款繰越金でございます。前年度繰越金といたしまして3,524万7,122円でございます。

8ページの第5款諸収入であります。雑入といたしまして2,919万8,763円で、主なものといたしまして、有価物売払代金として1,435万8,623円、日本容器包装リサイクル協会からのペットボトル等の有償入札拠出金1,018万764円、職員等駐車場利用料327万1,800円でございます。

次に、9ページにかけましての第6款組合債であります。衛生債といたしまして、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債160万円、ごみ処理施設整備事業債1億220万円、災害復旧事業債といたしまして、大阪湾広域廃棄物埋立処分場災害復旧事業債140万円の起債を発行しております。

続きまして、歳出でございます。10ページをお開き願います。

第1款議会費でございます。正副議長及び議員報酬で220万4,556円、その他組合議会反訳料で8万850円の支出となっております。

次に、第2款衛生費、第1項清掃費、第1目清掃総務費であります。正副管理者及び監査、公平委員報酬で70万2,180円、11ページにかけましての給料、職員手当等、共済費合わせまして4,270万4,778円は、総務課一般職5名分の人件費であります。

報償費76万792円につきましては、国家賠償請求訴訟事件に係る弁護士報酬であります。

旅費につきましては、職員出張旅費であります。

需用費81万1,274円につきましては、消耗品費は事務用物品が主なものであり、燃料費は公用車1台分のガソリン代、光熱水費は管理棟のプロパンガス代であります。

次に、役務費につきましては、主なものとしまして、建物災害保険料91万488円は組合本体施設およびリサイクル施設の保険料であります。その他車検料、各種職員健康診断料、ダイオキシン検診料等に支出をいたしております。

次に、12ページの委託料199万4,150円ではありますが、財務書類作成委託料、組合ホームページ追加更新業務委託料等に支出をいたしております。

次に、使用料及び賃借料45万7,859円のうち、国有財産土地使用料35万5,254円は、両市の収集部門が使用している部分については有償貸付けとなっておりますので、近畿財務局に支払いをしているものであります。

次に、備品購入費ではありますが、事務用パソコン4台を購入し更新したものでございます。

次に、負担金、補助及び交付金75万4,000円ではありますが、全国都市清掃会議をはじめとする各種協議会、浜老人集会場管理負担金、会計管理者事務負担金等でございます。

次に、公課費3万7,800円は、公用車1台分の自動車重量税でございます。

続きまして、第2目塵芥処理費ではありますが、13ページにかけましての給料、職員手当等、共済費合わせて9,633万1,316円は、事業課一般職9名分の人件費でございます。

次に、需用費6,192万3,569円につきましては、消耗品費としまして防塵マスク、作業用手袋、各施設の管理用消耗品及び機器類でございます。

燃料費につきましては、炉の立ち上げ、立ち下げに使用します助燃バーナーの灯油代、ごみピット及びリサイクルセンターで使用しますフォークリフト、ショベルカーのガソリン・軽油代でございます。

印刷製本費につきましては、計量伝票の印刷費であります。

光熱水費につきましては、リサイクルセンターの電気代、上下水道代、プロパンガス代でございます。

修繕料につきましては、ガス冷却塔耐火物修繕、計量器及びシステム修繕、リサイクル施設の機器修繕、構内で使用しますフォークリフト、ショベルカー修繕が主なものでございます。

次に、役務費73万1,390円につきましては、受水槽定期点検、ボイラー性能検査等の法定点検に係る費用、車検料、自動車保険料でございます。

次に、14ページにかけましての委託料4億4,431万7,445円につきましては、主なものとしまして、一般廃棄物埋立処分委託料5,283万9,160円及び焼却灰等運搬業務委託料1,459万3,040円は大阪湾フェニックスへの焼却灰処分費用及び運搬費用であり、資源ごみ選別業

務委託料4,825万5,900円はリサイクル施設における選別業務であります。

また、14ページにかけましてのごみ処理施設包括的運転等委託に係る運転管理業務委託料2億922万円、薬剤調達業務委託料2,972万2,299円、電力調達業務委託料6,804万4,484円につきましては、平成30年度から実施している長期包括的運営委託事業に係るものでございまして、10年間の契約を結び、経費削減に努めているところでございます。

また、混合灰に含まれる鉛基準値超過による大阪湾フェニックス搬入受入れ停止に伴う費用といたしまして、焼却灰一時保管業務、積替え業務、臨時分析業務を合わせまして1,242万9,100円などであります。

次に、使用料及び賃借料につきましては、機器修繕に伴う溶接機のリース料でございまして。

次に、工事請負費2億5,894万円につきましては、ごみ焼却設備定検工事として、焼却設備が機能を十分に発揮するため、運転中に実施できない内部点検や主要機器の分解、部品の検査等を実施し、施設の能力を最大限に発揮し、運転に支障のないように整備を行ったものであります。

高圧復水器更新工事は、焼却炉稼働時からの機器で老朽化に伴う更新工事を令和元年度から2か年で実施したものであり、令和2年度は機器の設置を行いました。

次に、空気圧縮機更新工事は、平成11、12年度に実施した排ガス高度処理施設整備事業において設置した機器であり、耐用年数の経過及び能力の低下に伴う更新工事であります。

スラブ修繕工事は、焼却炉1階床面及び地下天井部の修繕工事であり、地下天井部につきましては腐食による崩落が激しく、鉄筋がむき出し状態となり、それに伴い1階床面においてもひび割れ等が発生し、重量物や荷物、人の行き来ができない状態となり、倒壊の危険性があることから修繕工事を実施いたしました。

ガス混合室耐火物補修工事は、焼却炉内部のれんがであり、長期間の燃焼により劣化したことに伴う補修工事でございます。

資源ごみ搬送設備改修工事は、リサイクル施設の設備であり、施設稼働時からの機器であり、経年劣化に伴う改修工事でございます。

次に、負担金、補助及び交付金178万8,000円につきましては、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業に係る負担金であり、施設の建設改良、維持管理及び土地の造成に係る事業費の負担であります。

次に、公課費22万8,300円につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律第55条第1項の規定に基づく環境再生保全機構への賦課金及び自動車重量税であります。

続きまして、第3目ごみ処理施設整備費261万8,000円につきましては、次期ごみ処理施設基礎調査業務委託料でございます。

続きまして、第2項厚生費、第1目温水プール管理費3,863万8,519円でございますが、委託料といたしまして温水プールの指定管理料でございます。

続きまして、15ページにかけましての第3款、第1項公債費でございますが、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債、機器改修工事事業債、基幹的設備改良工事事業債、温水プール施設整備事業債、災害復旧事業債の償還金でありまして、第1目元金につきましては3億1,846万6,605円、第2目利子につきましては355万5,389円でございます。

続きまして、第4款予備費につきましては、支出はございませんが、流用額60万円につきましては、清掃総務費第3節報償費へ充用したものであり、国家賠償請求訴訟事件に係る弁護士報酬へ充用したものでございます。

続きまして、第5款災害復旧費、第3項大阪湾広域廃棄物埋立処分場災害復旧費143万7,000円でございますが、平成30年の台風によります埋立処分場の各施設が被害を受け、復旧に要する費用を令和元年度、令和2年度にかけて負担する必要が生じたためでございます。

なお、16ページには実質収支に関する調書、17ページから18ページにかけましては財産に関する調書を添付しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、令和2年度決算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩室敏和君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

中村議員。

○4番（中村秀人君） それでは質問させていただきます。着座でよろしいですか。

○議長（岩室敏和君） お座りください。

○4番（中村秀人君） 議長のお許しを得ましたので少し質問させていただきます。

まず、議案第3号、参考資料4ページから少し質問させていただきますが、冒頭、議長のほうからも環境、脱炭素社会に向けてというようなお話もありました。SDGs、それから脱炭素社会に向けて、泉南清掃事務組合の役割は非常に大きいものと考えております。

その中で、このページであります硫酸化物からいろいろ、窒素酸化物等がございますが、それぞれの過去とは少し今回増減が激しくて、そうなった要因が分かれば教えていただきたい

いのと、どのようなものが大体ここに持ち込まれたらそういうふうな数字になるのかというのを少し教えていただけたらと思います。

○議長（岩室敏和君） 古木事業課長。

○事業課長（古木康之君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、当工場で可燃ごみを焼却した際に発生いたします排ガス中に含まれます大気汚染物質といたしましては、議員ご指摘の硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀等がございます。一般的に硫黄酸化物、塩化水素につきましては、ゴム類や塩化ビニール、プラスチック等が燃焼された際に発生をいたします。窒素酸化物につきましては、ごみに含まれます窒素分を燃焼することで酸素と化合いたしまして発生をいたします。あと、水銀につきましては、体温計や蛍光灯などが間違っって可燃ごみに混入されましたら焼却してしまいますので、その際に発生をいたします。

いずれの物質につきましても、本組合では法令上の基準値及び自主基準値を大きく下回っておりますので、議員ご指摘の数値の変動の要因を完全に突き止めたわけではございませんが、あくまでも基準値内での上下のばらつきとご理解をしていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、各構成市で決められました分別基準を遵守してごみを搬入していただくことが、汚染物質発生を抑制する一番の近道だと考えております。

以上です。

○議長（岩室敏和君） 中村議員。

○4番（中村秀人君） ありがとうございます。

それでは、ちょっと耳の痛い話に入っていこうと思うんですが、今まで、以前に焼却灰が鉛の基準値を超えて、フェニックスへの搬入が2回ほど停止していたということを私は覚えておるんですが、そのようなことのないように可燃ごみに不燃物等が混入しない工夫、また、対策はどのようにされているのか聞きたいんですが、鉛またはその他化合物については基準値が0.3ミリグラム・パー・リットルということで、私が記憶しているのは、1度目は平成29年の7月頃に発生されたときには0.9ミリグラム・パー・リットルで、2回目が今回の令和2年度の6月に停止が行われたのが0.4ミリグラム・パー・リットル。

これは私が何でこのような質問をするかといいますと、決算書の14ページを皆さん見ていただいて、一番上段になるんですが、焼却灰一時保管業務委託料1,000万、それから、その下の一時保管業務委託料、それから、その下とその下と合わせれば約1,240万円の費用がかかっております。これはそういう鉛等が基準値を下回っておれば要らなかった金額ではない

かと。そして、平成29年に、そのときに停止したときの同じような一時保管料とかを合わせれば、そのときは5,140万円。これも基準値を下回っておれば発生することがなかったという費用と、私は覚えております。

そのような状態を踏まえて、今回のばいじんとかの基準値は下回っておるんですが、今後ともこういうようなことが発生するのが非常に怖い。そして、それが市民の負担になるんやというふうなことで、先ほど言いました可燃物に不燃物等が混入しない工夫と対策等を教えていただけたらと思います。

○議長（岩室敏和君） 古木事業課長。

○事業課長（古木康之君） お答えいたします。

過去に発生いたしました混合灰の鉛基準値超えの件でございますが、それ以降本組合といたしましては、入り口側の対策といたしまして、構成市・組合での分別啓発の徹底、搬入ごみ展開検査の強化及び指導の徹底を行いました。

出口側の対策といたしましては、各種配管弁の設備改良及び薬剤添加部分の設備の増設等を実施いたしました。その結果、基準値内での安定した処理を行うことができましたが、やはり不適切物が搬入されることで、技術面ではどうしても補えないのが現実でございます。一番の対策は不適切物を搬入させないのが一番でございますので、今後も入り口側での強化をさらに努めたいと考えております。

ただ、直営収集の可燃ごみ、構成市が許可をされている業者さんにおける可燃ごみの搬入ごみにつきましては検査し切れないのが現状でございます。この部分につきましても、構成市協力の下、今後さらに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩室敏和君） 中村議員。

○4番（中村秀人君） ありがとうございます。

市民の皆さんは日々分別されて、一般ごみの中にそのようなものが交ざるのは少なくなっていると思うんです。ただ、事業系のごみを持ち込んだときに、現在は時々抜き取り検査等されているということも聞いておりますが、その前の、田畑議長の後ろのところにある鉛のごみとか、これが鉛等に数値に表れるものやというふうに僕も理解しておるんですが、令和2年度の3月分の鉛分が51キロあったというふうに以前報告を受けたんですが、そのほかバッテリー、令和元年度は21件の発見、それから、令和2年度が19件の発見ということで、皆さん、このバッテリーというのは普通の自動車のバッテリーで0.1個でうちの鉛の基準値

を超えてしまうので非常に怖いです。これが中に入っていると、また何千万かのそういう停止になることにつながっていきますので、市民の皆さんへの喚起は当然のことなんですが、事業系のごみを持ち込んでいる事業者の皆さんに各市で、各市は事業系の持込みの業者はちゃんとチェックして審査をされております。けれども、一般の業者、会社から回収するときこそこまできめ細かい指導をしていただけるように、市からお願いするしかなくなってくると思うんですね。

僕が調べた中では、新潟市の資料を見ているとやはりバッテリーのことが書かれておりまして、あと、私たち家庭の中でもシール電池というのがございまして、そのシール電池というのが今後、我々が注意していかなければ。小さいものですからなかなかごみに捨ててしまいがちなんですが、この辺もしっかり注意していかなあかんというふうに思っていますので、今後、市民への啓発に力を入れるのは当然でございますが、許可業者の注意喚起、それから、協力を依頼する等の取組もこれからは本当に必要になってくると思います。

そういつてご苦勞をおかけするんですが、この処理施設における水際対策というのは、今コロナと言われてはいますが非常に大切になってきますので、施設の水際対策と施設の適正な運転管理、ここが大事ですよ。先ほど薬剤の投入の話もありました。薬剤の投入は、それを薬剤に入れて混ぜておいて、それが外に流出しないために凝固剤的なものですよ、凝固剤として入れられているので、それを逆に上だけかけてもうええわというようなことであれば流出してしまうので、このようなことも非常に大切になってくると思いますので、適切な運転管理をお願いいたしまして、私の質問は、もう答弁は結構ですので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（岩室敏和君） ほかに質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩室敏和君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩室敏和君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第10、議案第3号 令和2年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、

原案のとおり認定可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩室敏和君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり認定可決されました。



### ◎閉会の宣告

○議長（岩室敏和君） お諮りします。

本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩室敏和君） ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

令和3年第2回泉南清掃事務組合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前10時59分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年12月22日

議 長 岩 室 敏 和

署 名 議 員 堀 口 和 弘

署 名 議 員 山 本 守